

障がい福祉サービス等に係る質の確保・向上に関する検討調査業務委託仕様書

1 案件名称

障がい福祉サービス等に係る質の確保・向上に関する検討調査業務委託

2 業務目的及び概要

本業務は、障がい者自立支援給付費及び障がい児給付費が年々増加する中、障がい福祉サービス等の質の確保・向上とともに、給付の適正化などの課題に対して、他都市事例や給付の実態等を調査・検討し、必要なサービス水準を確保しながら、DX の推進等により、その課題解決を図るべく、今後達成すべき目標、実施すべき具体的な項目及びロードマップ等を定め、着実に実行していくための「障がい福祉サービス等の質の確保・向上のためのアクションプラン（以下「アクションプラン」という。）」を策定することを目的とする。

なお、アクションプランの取組期間は、令和 9 年度から令和 11 年度までの 3 年間とし、「大阪市障がい者支援計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画」との整合を図るものとする。

3 履行期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで

4 履行場所

本市指定場所

5 適用範囲

- (1) この仕様書に規定する事項は、受注者がその責任において履行するものとする。
- (2) 本業務について、契約書に定められた事項以外は、この仕様書の定めるところによる。
- (3) 受注者は、契約書及び仕様書に定めのない事項、又は疑義が生じた場合は、発注者の監督職員と協議するものとする。

6 作業計画等

受注者は、契約締結後 14 日以内に、次の書類を提出しなければならない。

- (1) 業務着手届
- (2) 業務工程表
- (3) 業務責任者通知書
- (4) 業務従事者通知書
- (5) 業務実施計画書

7 業務内容

次のとおり、必要な検討調査を行い、現状と課題を分析の上、施策の方向性、今後達成すべき目標、実施すべき具体的な項目及びロードマップ等を反映したアクションプランを作成すること。

なお、記載の業務内容以外にも目的を達成するために必要な検討調査の項目があれば企画提案を行うとともに、業務を進める過程において、発注者と受注者との協議の上、必要な検討調査を行うこと。

(1) 共通事項

- ア 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）並びに児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に基づく事業者指定等・給付費請求の審査・運営指導等・支給決定等における業務フロー及びシステム全体像の可視化
 - イ 本市及び事業所双方において、事業者指定等・給付費請求の審査・運営指導等・支給決定等まで一体化した DX の推進の検討
 - ウ DX 推進に向けたシステム開発事業者等に対する市場調査（※）
 - エ 障がいのある人が身近な地域で相談・支援を受けられ、いきいきと生活を送ることができる仕組みづくりにつながるような民間活力の導入の検討
 - オ その他アクションプランの策定に必要な検討調査
- ※ 市場調査の実施方法（公開・非公開）については、発注者と受注者との協議の上決定する。

(2) アクションプランの各取組の柱に基づく検討調査

ア 取組の柱 1：事業者指定等のあり方の見直し

年々増加する事業者の指定・変更・更新申請時における審査強化の取組、人員体制の整備や DX 推進等を図ることで、サービスの質を確保するため、次の項目について検討調査すること。

- ・ 事業者指定・変更・更新時における現状・課題
- ・ [「省力化投資促進プラン—障害福祉—（令和 7 年 6 月 13 日 厚生労働省）」](#)におけるシステム共通化の進捗を踏まえた指定申請に係る DX の推進の事例調査
- ・ 事業者指定・変更・更新時における拒絶要件等の事例調査
- ・ 障害福祉データベース等を活用した市内の事業所におけるサービス別の地域等の偏在、市内・市外利用者の実績把握 など

イ 取組の柱 2：給付費請求の審査の強化

給付費の請求審査において、事業者の重複エラー等が増加傾向にあることから、適切な実績管理や給付費の請求につなげるとともに、本市における厳格な審査事務を実施するため、次の項目について検討調査すること。

- ・ 給付費請求の審査に係る一次・二次審査における現状と課題
- ・ 事業所が使用する請求等のソフトウェアの調査
- ・ 給付費請求の審査における警告・エラーが多い内容の分析と対応策
- ・ 事業者における給付費の不正請求を防ぐための方策の検討
- ・ 給付費請求の審査における AI による不正検知システム等の導入に向けた検討 など

ウ 取組の柱 3：運営指導等の強化

適切な支援を行っている事業所を確保することで、サービスの質の向上をめざし、事業所に対する研修の充実に加え、効率的かつ効果的な運営指導・監査を実施するため、次の項目について検討調査すること。

- ・ 運営指導等における現状と課題
- ・ 指導（過誤）が多い内容の分析と対応策

- ・ サービスの質の向上に寄与する研修の検討
- ・ DX の推進による効率的な運営指導の実施に向けた検討 など

エ 取組の柱 4：支給決定等のあり方の見直し

(ア) 「介護給付費等に係る支給決定事務等の事務処理要領（厚生労働省）」、「障害児通所給付費に係る通所給付決定事務等について（こども家庭庁）」を踏まえつつ、各区保健福祉センターにおける支給決定事務等のあり方を検討し、利用者に対する適正なサービス水準を確保するため、次の項目について検討調査すること。

- ・ 障がい福祉サービス等の支給決定・変更・更新時における現状と課題
- ・ 各障がい福祉サービス等別の支給量と利用状況の分析（障がいの種別・年齢・世帯構成・区偏在・サービス利用の曜日・時間帯などの傾向について、本市と全国との比較分析）
- ・ 移動支援実態調査・分析
- ・ 計画相談支援・障がい児相談支援実態調査・分析、利用率向上を図るための方策検討
- ・ 支給決定基準の他都市調査及び比較
- ・ 国の動向を踏まえた障がい児給付の支給決定事務の標準化の検討
- ・ 訪問系サービスの国庫負担基準における今後の見込み
- ・ 適正なサービス水準を確保するための方策の検討 など

(イ) 移動支援実態調査及び計画相談支援・障がい児相談支援実態調査については、発注者が行政オンラインシステムを活用して行うこととし、設問等について助言を行うこと。なお、両実態調査については、回答データを CSV 形式で受注者に提供するので、集計・分析作業を行うこと。また、回答のあった複数の事業者に対して、ヒアリング調査を行う予定であるため、同行及び記録等の支援を行うこと。

オ 取組の柱 5：人材の確保・定着・資質の向上

各取組の柱 1 から 4 までは、各視点からの厳格化を行う一方で、事業所の事務効率化による人材の確保等を図りながらサービス基盤を維持・確保すべく、法令等に基づき適正かつ良質なサービスを提供している事業者に対しては一定の評価を行う仕組みを構築するため、次の項目について検討調査すること。

- ・ 障がい福祉サービス等事業所における人材の確保・定着における現状と課題
- ・ 障がい福祉サービス等事業所における資質の確保における現状と課題
- ・ 適正なサービス利用を促進するための報酬以外での本市独自加算の検討
- ・ 児童発達支援センターにおける中核機能の強化に係る検討
- ・ 事業所 DX の推進による事務負担の軽減に係る検討 など

(3) 支給決定等のあり方検討会議の運営支援

発注者は、障がい福祉サービス等の支給決定に係るサービス量や支給決定基準等に関するあり方検討に当たり、外部有識者で構成された支給決定等のあり方検討会議を開催する。

受注者は、会議開催に当たり、必要な資料を作成及び説明を行うとともに、会議要旨及び会議録を作成のうえ、発注者に速やかに提出すること。また、外部有識者の意見を踏まえ必要な調査及び検討を行うとともに、「支給決定等のあり方検討報告書」を取りまとめること。

なお、会議の開催費用（会場借り上げ費・お茶代等）、外部有識者への報償金及び交通費については発注者が負担する。

〔参考〕支給決定のあり方検討会議

○ 主な検討内容

開催予定時期	主な検討事項
第1回（令和8年7月）	障がい福祉サービス等の支給決定に係るサービス量や支給決定基準等の現状と課題、今後の検討調査に関する意見聴取
第2回（令和8年10月）	検討調査の報告、課題の洗い出し、支給決定基準の見直しの方向性に関する意見聴取
第3回（令和8年12月）	支給決定等のあり方検討報告書（素案）に関する意見聴取
第4回（令和9年2月）	支給決定等のあり方検討報告書（案）に関する意見聴取

○ 構成メンバー

5名程度（学識経験者、障がい福祉サービス事業者等）

(4) その他

ア 発注者が行う各種団体等へのヒアリングやアンケート、他都市の施設への視察への同行及び支援を行うこと。

イ 発注者は、アクションプラン（案）に係るパブリック・コメントを令和8年12月～令和9年1月に行う予定であり、受注者は提出のあった意見について、項目別に整理し、考え方を作成するとともに、必要に応じて検討調査の上、アクションプランに反映すること。なお、パブリック・コメントに係る結果公表は、令和9年3月に行う予定である。

ウ その他、本業務に付随して必要な業務を行うこと。

8 スケジュールイメージ

	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
共通事項				
各取組の柱に基づく検討調査				
支給決定のあり方検討会議				
アクションプラン				
成果物の納品				

9 報告

本業務の遂行に当たり、進捗管理表を作成の上、進捗状況を報告するとともに、月1回程度の打合せを行い、その議事要旨を作成すること。

10 経費負担区分

受注者が業務を遂行するに当たり必要となる経費（7(3)で発注者が負担する費用は除く。）は、契約金額に含まれるものとし、発注者は契約金額以外の費用を負担しない。

11 発注者側から提供する資料、貸与品等

- (1) 発注者は、障がい福祉サービス等に係る給付実績及び給付費の推移、その他業務に必要なデータ等（以下「貸与品等」という。）を受注者に提供又は貸与する。
- (2) 受注者は、貸与品等の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- (3) 受注者は、貸与品等について、善良なる管理者の注意をもって使用、保管および管理し、本契約の目的以外のために使用してはならない。
- (4) 受注者は、本業務完了後又は発注者が貸与品等の返還を要請した場合、速やかに発注者に返還しなければならない。

12 成果物

(1) 成果物一覧

本業務において作成する成果物及び構成イメージについては次のとおりとし、内容等の詳細については、発注者と十分に協議のうえ決定する。

ア 業務報告書

イ アクションプラン

(ア) 概要版

(イ) 本編

- ・ はじめに
- ・ 障がい福祉サービス等の現状と課題
- ・ 本市がめざす姿
- ・ 各取組の柱に係る具体的な取組・指標・工程表 など
- ・ 参考資料

ウ 支給決定等のあり方検討報告書

(2) 提出方法

上記(1)の成果物一覧の紙媒体（5部）、電子データ（CD-R または DVD-R）を履行期間内に提出すること。

13 再委託について

- (1) 業務委託契約書第16条第1項に規定する「主たる部分」とは、委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等をいい、受注者はこれを再委託することはできない。
- (2) 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託に当たっては、発注者の承諾を必要としない。
- (3) 受注者は、上記(1)及び(2)に規定する業務以外の再委託に当たっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。なお、元請の契約金額が1,000万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。

- (4) 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、上記(3)に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の 3 分の 1 以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。
- (5) 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第 12 条第 3 項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を業務委託契約書第 16 条第 2 項及び第 16 条の 2 第 2 項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

14 障がいのある人への合理的配慮の提供に関する研修等の実施

受注者は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）に基づき、合理的配慮の提供が適切になされるよう、大阪市が定めた「大阪市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を踏まえた、従事者向けの研修等を実施すること。

15 担当

担	当	大阪市福祉局障がい者施策部障がい支援課		
住	所	〒530-8201 大阪市北区中之島一丁目 3 番 20 号		
電	話	番 号	06-6208-7986	
F	A	X	番 号	06-6202-6962
電子メール	(E メール)			fa0026@city.osaka.lg.jp